

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和2年1月9日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900338号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1900023号

## 第1 結論

昭和58年2月から平成3年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年2月から平成3年10月まで

私は昭和58年5月に婚姻し、嫁ぎ先は個人経営の建設業を営んでおり、請求期間当時は、A県B郡C町(以下「C町」という。)に住み、義父、義母、夫ともに全員が国民年金に加入していた。義父は、仕事柄C町役場に出向くことが多く、私の国民年金加入手続を役場でしてくれたはずである。国民年金保険料の納付方法については、集落の役員が役場から届いた明細を基に、一軒ごとに金額・内容を記載した徴収用の封筒を作成の上、毎月徴収日前に配布し、後日回収し役場に納めていた。義父が、昭和58年6月頃にC町役場において、現在所持している年金手帳(国民年金記号番号\*)とは別の国民年金記号番号の年金手帳を作り、昭和58年2月に遡って私の国民年金保険料を納めてくれたはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について、婚姻後に義父がC町で行った旨主張しているところ、義父は、既に亡くなっており、当時の事情を聴取することができない上、請求者は国民年金加入手続及び保険料納付について直接関与していないことから、これらの状況は不明である。

また、C町における紙台帳検索システムによる調査及び社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に別の国民年金記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求期間に係る国民年金の加入手続が行われたとは考えられず、請求者は、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

なお、請求者が所持する年金手帳(国民年金記号番号\*)に係るオンライン記録によると、請求期間を含む国民年金被保険者資格の取得及び喪失(昭和58年2月11日取得、平成3年11月1日喪失及び平成5年12月21日取得)の処理年月日は、平成8年9月11日付けで遡って

国民年金被保険者資格の取得及び喪失の事務処理がなされていることが確認できることから、その頃に加入手続が行われたものと推認でき、当該加入手続が行われるまでは、請求者の請求期間は未加入期間であり、請求者が当該加入手続をした時点では、国民年金保険料の徴収権が時効により消滅しており、請求期間に遡って国民年金保険料を納付することはできない。

そのほか、請求者が、請求期間について、国民年金に加入していたことをうかがわせる資料及び請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900363号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1900024号

## 第1 結論

昭和54年\*月から昭和59年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年\*月から昭和59年11月まで

私の父は、私が20歳になった頃、A市で国民年金の加入手続を行い、現在の基礎年金番号が記載されている年金手帳に昭和61年5月28日に重複取消されたと書かれている国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)\*1により、当初は自治会の集金人に国民年金保険料を納付してくれていた。B市に住民票があった期間については、国民年金に加入していなかったため保険料を納付していなかったが、A市に住民票を戻した後の昭和58年9月又は同年10月に、父がA市役所又は農協でまとめて保険料を納付してくれた。その後の期間についても、どのような方法で保険料を納付したか不明であるが、引き続き納付してくれていたはずである。A市における家族全員の保険料納付は、全て父が行っており、私の姉弟は20歳から国民年金に加入し保険料が納付済みとなっているのに、父が私の保険料だけを納付しなかったとは考えられないので、調査の上、請求期間の記録を保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求者が20歳の時に、父親が国民年金の加入手続を行い、手帳記号番号\*1により、国民年金の保険料を納付し、B市に住民票があった期間については、A市に住民票を戻した後の、昭和58年9月又は同年10月に父親がまとめて保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、請求者の父親が加入手続を行い交付されたとする手帳記号番号\*1は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和59年10月に払い出されており、この頃に請求者の国民年金の加入手続が行われ、20歳に到達した昭和54年\*月\*日に遡って被保険者資格を取得したものであり、請求者は、当該手帳記号番号\*1では昭和59年9月頃までは国民年金に加入しておらず、制度上、保険料を納付することができない。

また、請求者の国民年金の加入手続が行われた昭和59年10月時点においては、請求期間の

うち昭和 57 年 6 月以前の期間は時効により保険料を納付することができず、昭和 57 年 7 月から昭和 59 年 3 月までの期間は過年度納付及び昭和 59 年 4 月から同年 11 月までの期間は現年度納付が可能であるが、請求者は、父親は既に亡くなっており、父親がどのような方法で保険料を納付していたか不明である旨陳述していることから、納付状況を確認することができない。

一方、請求者の基礎年金番号「\* 2」は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 61 年 6 月に払い出されており、初めて被保険者となった日は昭和 61 年 4 月 1 日であることから、当該手帳記号番号では請求期間の保険料を納付することができず、請求者の主張する納付方法により、父親が国民年金保険料を納付するためには、昭和 54 年 \* 月頃に、国民年金の加入手続が行われ手帳記号番号「\* 1」及び「\* 2」とは別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査、並びに請求期間のうち請求者が B 市に住民登録し、居住していたと考えられる期間（改製原附票で確認できる昭和 54 年 \* 月 \* 日から C 県で雇用保険記録が確認できる直前の昭和 55 年 7 月 21 日まで）を含む昭和 54 年 \* 月頃から昭和 56 年 1 月頃までに同市で払い出された手帳記号番号の全件調査を行ったが、いずれの調査においても請求者に係る別の手帳記号番号の年金記録を確認することはできなかった。

さらに、A 市の国民年金被保険者名簿によると、手帳記号番号「\* 1」の昭和 57 年度納付記録等の摘要欄に「54. \* ~59. 11 未納社保確認」、昭和 59 年度納付記録等欄に「納入なし」と記載されており、A 市 D 課年金担当者は、当該記載について「請求者の被保険者名簿に昭和 59 年 12 月に転居されていることが記載されていることから、昭和 60 年 3 月までには保険料の未納を確認して記載した。」と陳述しており、同市において請求期間を未納期間として把握していたことが確認できる。

加えて、改製原附票及び請求者が所持している年金手帳の住所変更欄において、請求者が昭和 62 年 8 月 25 日に A 市から E 市に転居していることが確認できるところ、請求者に係る E 市の国民年金被保険者名簿によると、納付状況欄の欄外に「S54. \* ~59. 11 未のう」と記載されており、E 市 F 部 G 課国民年金担当者は、当該記載について「直前の市町村又は社会保険事務所（当時）等に確認して書いた。確認しないで被保険者名簿に書くことはない。」と陳述しており、同市においても A 市と同様に請求期間を未納期間として把握していたことが確認できる。

また、日本年金機構の管理する手帳記号番号「\* 1」に係る国民年金被保険者台帳には、請求期間の一部期間である昭和 54 年 \* 月から昭和 58 年 3 月までの欄に「00」の記載があり、未納期間として記録されていることが確認できる。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900150号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900092号

## 第1 結論

請求期間①から⑧及び⑩について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

請求期間⑨について、請求者のB社(現在は、A社)における厚生年金保険の標準報酬月額  
の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年12月19日  
② 平成24年7月26日  
③ 平成25年3月20日頃  
④ 平成25年7月29日  
⑤ 平成25年12月19日  
⑥ 平成26年7月29日  
⑦ 平成26年12月24日  
⑧ 平成27年7月下旬頃  
⑨ 平成27年9月1日から平成28年7月31日まで  
⑩ 平成28年7月下旬頃

私は、A社と平成29年1月1日に同社への合併により解散したB社の2社に、兼務役員として在職していた。

請求期間①から⑧及び⑩については、A社から賞与が支給され、保険料が控除されていた。賞与に係る明細書及び預金通帳を提出するので、当該期間に係る賞与の記録を訂正してほしい。

また、請求期間⑨については、B社における標準報酬月額が17万円と記録されているが、提出した給与に係る明細書のとおり、同社とA社の両社で合わせて標準報酬月額62万円に見合う給与を受け取っていたので、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①から⑧及び⑩については、請求者が提出した賞与に係る明細書及び預金通帳並びに事業主が提出した賃金台帳によると、請求者は、各請求期間において、A社から賞与が支払

われ、同社における厚生年金保険の被保険者期間のみならず、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（平成 24 年 7 月 23 日喪失）が提出された後においても、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

しかしながら、請求者は、A社の登記簿謄本により、同社においては平成 23 年\*月\*日から平成 29 年\*月\*日まで取締役であり、関連会社であるB社の登記簿謄本により、同社においては平成 24 年\*月\*日から平成 29 年\*月\*日（A社への合併により解散した日）までA社の事業主と共に代表取締役であったことが確認できる。

また、請求者は、A社及びB社の社会保険事務について、自身は担当していなかった旨主張しているところ、A社の事業主及び同社の現在の経理担当者は、請求期間当時、請求者が総務・経理の総括責任者として全権を握り、B社を含めた事務をA社で行っており、社会保険や給与支払事務に事業主が関与したり指示を出したりすることはなく、両社の代表者印及び銀行印も請求者に預けていたとしており、請求者自身が社会保険事務及び経理事務を担当していた旨回答及び陳述している。

さらに、B社の元役員、後述する平成 27 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）の提出に係る業務を受託していた社会保険労務士及びB社に係る給与計算業務を請求期間の一部について受託していた税理士法人の職員の回答及び陳述、並びにA社から提出された、請求者がC職として発出した電子メール（平成\*日\*月\*日付け「Dの件」、平成\*年\*月\*日付け「Eの方針」等）により、請求者は、請求期間において、A社及びB社の社会保険事務及び経理事務の責任者であったと考えられる。

これらのことから、請求者が請求期間当時、A社及びB社の社会保険事務に関与していなかったとは認められない。

また、請求者は、請求期間①から⑧及び⑩に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を年金事務所に提出することを失念したとしても、その後、当該期間に係る標準賞与額の決定通知書を受領していないこと、保険料の納入告知額に当該期間の賞与に係る保険料が反映されていないことなどにより、当該期間の賞与支払届が年金事務所に提出されておらず、保険料を納付していないことを知り得る状態であったと考えられる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（請求者）が、事業主が請求者に係る厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから総合的に判断すると、請求者は、上記のとおり厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間①から⑧及び⑩については、厚生年金特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

2 請求期間⑨については、B社における当該期間の標準報酬月額は、現在のオンライン記録では平成 27 年 9 月 1 日の定時決定により 17 万円と記録されているが、当該期間の標準報酬月額は、算定基礎届が平成 27 年当時は未提出であったため、同様に未提出であった平成 25 年及び

平成 26 年と同じく、資格取得時に届け出られた標準報酬月額 62 万円で保険者算定がされていたものを、事業主が平成 29 年 3 月 30 日に遡って提出した平成 27 年の算定基礎届により、17 万円に訂正処理がされたものである。

また、上記算定基礎届に記載された報酬月額は、請求者が提出した B 社の給与に係る明細書及び事業主が保管する同社の賃金台帳（以下「支給控除資料」という。）の内容と一致しており、請求期間⑨に係る現在のオンライン記録は、同社から支払われた、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬額（以下「本来の報酬月額」という。）に基づくものであることが確認できる。

一方、支給控除資料により、請求期間⑨のうち平成 27 年 9 月から平成 28 年 4 月までは B 社における給与から標準報酬月額 62 万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、当該認定額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える場合に記録を訂正することとなる。

そのため、請求期間⑨のうち、平成 27 年 9 月から平成 28 年 4 月までについては、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が支給控除資料において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低く、同年 5 月及び同年 6 月については、支給控除資料において厚生年金保険料の控除が確認できないところ、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、請求期間⑨の標準報酬月額の訂正は認められない。

なお、請求者は B 社における請求期間⑨に係る標準報酬月額の訂正を求める根拠として、同社と A 社の両社で合わせて標準報酬月額 62 万円に見合う給与を受け取っていた旨主張しているが、両社は別法人として登記されており、厚生年金保険においても異なる適用事業所であることから、両社の報酬額を合算して B 社における本来の報酬月額を算出することはできない。

- 3 上記 1 のとおり、請求者は、B 社及び A 社の社会保険事務及び経理事務の責任者であったと考えられることなどを踏まえると、B 社における請求期間⑨に係る算定基礎届が当初未提出であり、その後遡って提出された経緯について承知しており、その主張どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付していないこと（その後に納付されるべき保険料に充当されたこと又は保険料が還付されたことを含む。）を知り得る状態であったと考えられる。

また、前述のとおり、請求者は、A 社の社会保険事務及び経理事務の責任者であったことを踏まえると、同社に勤務し事業主から給与の支払いを受けながら、自身の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出された後においても、一部給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて承知しており、同社においてその主張どおりの標準報酬月額に見合う保険料を納付していないこと（その後に納付されるべき保険料に充当されたこと又は保険料が還付されたことを含む。）を知り得る状態であったと考えられる。



したがって、請求者が、B社及びA社のいずれかにおいて、その主張する標準報酬月額に見合う報酬月額を支払われ、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を請求期間⑨に係る給与から控除されていたことが認められたとしても、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間①から⑧及び⑩と同様に、請求期間⑨についても、厚生年金特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。